

第449回鯖江市議会定例会 陳情文書表

陳情第3号

(令和7年5月28日)

受付年月日	件名	陳情者	付託委員会
令和7年 5月15日	「日本政府に国民の命と人権を守るために速やかに日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」に関する陳情書	やんばる応援団福井 協同代表 酒田 雅人	総務

(要旨)

1997年米軍機ファントムが横浜の民家の上に落ちて9人が死傷する事故が起き、米軍から連絡を受けて直ぐに飛んできた自衛隊救難ヘリは、血まみれの被害者を放置し、パラシュートで降下した無傷の米兵だけを乗せて飛び立っていき、被害に遭った2人の男の子は全身に大やけどを負い、病院で「痛いよ、熱いよ」と苦しんだ末、3歳のゆう君は「パパ、ママ、バイバイ……」と言いながら、1歳のやす君は「ぽっぽっぽ……」と鳩ぽっぽの歌を口ずさみながら亡くなっていきました。

幼子を亡くした母和枝さんも、4年4ヶ月の闘病の末、亡くなっていったのです。

「公務中」この3文字の為、日米地位協定によって脱出した米海兵隊パイロットへの捜査は進まず、約1時間後に現場到着した米軍関係者は周囲を締め出してエンジン関係の回収にあたり、日本側に現場検証をさせませんでした。

このような事故だけでなくジラート事件に代表されるような米軍人軍属による殺人事件や婦女子に対する不同意性交事件等々も軍人軍属が基地内に逃げ込んでしまえば「公務中」証明書が発行されて第一次裁判権を盾に日本側で裁くことが困難となる事例が、この本土内においても幾度となく繰り返される理不尽な地位協定のありようは、国内の70%超の米軍施設が集中している沖縄においては日常茶飯事のごとく起き、その報道に対して私達本土日本人は余りに無関心すぎるのではないではないかと強く思わずにはいられません。

1995年に起きた沖縄米兵による少女暴行強姦致傷および逮捕監禁事件は9月4日に沖縄県に駐留する米海兵隊員2名と海軍軍人1名の計3名が女子小学生を拉致したうえ集団強姦した強姦致傷および逮捕監禁事件ですが、“訴訟に至らなければ、関与が明らかであっても米兵の身柄を日本側に引き渡すことができない”という日米地位協定の取り決めによって、実行犯である3人が引き渡されなかったことが大きな問題となりました。

さらに一昨年12月24日に起きた16歳未満の少女に対する不同意性交とわいせつ目的誘拐の罪に問われた米空軍嘉手納基地所属の、無罪を主張した兵長ブレノン・ワシントン被告に対する判決公判が昨年12月13日那覇地裁であり、佐藤哲郎裁判長は「悪質さが際立つ」として、懲役5年（求刑懲役7年）の実刑判決を言い渡しました。そしてあろうことか3月に起訴された事を外務省も同月に把握していたが沖縄県に連絡はありませんでした。

これはほんの一例で、米軍人、軍属等による刑法犯罪は、復帰（昭和47年）から令和元年までの間に6,029件発生し、うち殺人・強盗・強姦などの凶悪犯が580件となっています。

性暴力は人格を否定し、人間の尊厳を破壊する犯罪であり、被害者は今もPTSDに苦しんでおり、行政機関にはこの様な事件から子供たちを守る責任があります。

国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、日本の米軍専用施設面積の約70.4%に及ぶ広

大な米軍基地がある故に長年にわたり事件・事故が繰り返される度に、国民の命と安全を守るべき国は「綱紀肅正と再発防止」を言ってきましたが対策に実効性がなく一向に事態が改善されないばかりか「加害者米軍・米兵に特権を与える理不尽な地位協定の実態」があからさまになっています。

やんばるの森世界自然遺産に隣接する米軍北部訓練場から一部返還された跡地 4000ha に入ったチョウ類研究家宮城秋乃氏はおびただしい数の空砲や葉莢、ドラム缶や空き瓶、土嚢などを発見。

以来収集した廃棄物を基地入り口の前に置いて米軍に引き取らせようとする活動等々を行っていますが、廃棄物を訓練場ゲート前に置いて車の通行を妨げ訓練場関係者の業務を妨害するなどとしたとして、威力業務妨害罪など 6 つの罪に問われている彼女の裁判で、市民団体が跡地の引渡し前に実施した支障除去における政府の見解に矛盾や疑問が生じたと指摘しました。

裁判では支障除去について沖縄防衛局職員が国立公園指定や世界自然遺産登録が目的だったと証言し、これに対し市民団体が「支障除去が行われていない範囲も登録地に含まれ廃棄物が多く残留しているが、この状況は登録に支障がないという判断か」など 23 項目の質問状を中谷防衛大臣宛に提出しました。

チョウ類研究家として自然を愛するがゆえに何とかしなければと、罪に問われることも覚悟のうえで、やむにやまれぬ行動をとる宮城秋乃氏の事を、無関心の中に埋没している私達が何の批判をできることがあろうかと思わずにはいられません。

また久米島町鳥島は米軍の空対地射爆撃訓練場として空軍、海軍、海兵隊が使用していますが、海兵隊岩国基地所属の AV8B ハリアー機が、1995 年末から 1996 年にかけて、鳥島射爆場において劣化ウランを含む、徹甲焼夷弾 1,520 発発射していたことが明らかになり、全国民に大きな衝撃と怒りを与えました。

米軍は兵士の被ばくを恐れて 2010 年迄環境調査をせず、撃ち込まれた弾頭の回収もしていません。

このように日米地位協定によって環境に大きな影響を与える支障であっても、米軍に除去義務は課せられておらず、米軍の特権ばかりが浮き彫りになる地位協定によって国民の命と人権ばかりか環境までもが蔑ろにされる事を防ぐことができなかつた私たち大人の責任を痛感せずにはいられません。

安全保障問題は国の専管事項だと、そのままにしてきた地方議会にも責任があります。

安全保障問題が国の専管事項であるならば、政府が率先し責任をもって、この理不尽で不平等な地位協定改定に乗り出す義務があります。そして基地周辺住民が安心安全に暮らす権利と地方自治を尊重して沖縄県を交えた話し合いが求められ、独立国として日本の主権を守り、日本の法律や規則を米軍が順守するよう、「日米地位協定の抜本的な改定」に向けた議論が必要であり、地位協定を他国並みに（ドイツ、イタリア、韓国は改定済み）対等な関係の協定にすべきです。

2004 年 7 月 16 日に全国知事会が、日米地位協定の抜本の見直しを決議し、それを受けて全国 36 都道府県が「日米地位協定見直し意見書」を採択し、また 2018 年 8 月 15 日にも全国知事会は「日米地位協定の見直しを含む『米軍基地負担に関する提言』」を行い、以後 245 地方議会が意見書を採択しています。

よって貴議会におかれましても、国会で早急に日米地位協定の抜本的改定の議論を始めることを念頭に置いた意見書を国に提出して下さるようお願い申し上げます。

以上、意見書案も添付の上、地方自治法第 124 条の規定により陳情いたします。

(陳情の理由)

陳情の要旨にもあるとおり、2004年7月16日に全国知事会が、日米地位協定の抜本的改定を決議し、それを受けて全国36都道府県が意見書を採択し、本県も採択しています。さらに2018年8月15日にも全国知事会の提言。

以後246地方議会が意見書採択していますが、本県に於いては小浜市議会のみが採択したにとどまり、昨年まで各市町自治体に進展は見られませんでした。

しかし、本年3月19日、越前市議会において一市民より提出された意見書を求める請願が採択され、加えて他市町自治体からの日米地位協定の抜本的改定を求める意見書が採択されていけば必ずや大きなうねりとなって日米地位協定の抜本的改定も見えてくると確信いたします。

何卒貴議会におかれましても本陳情を精査議論の上、採択していただくことを願って陳情の理由といたします。